

倉敷市コミュニティづくり推進事業に関する補助金 交付基準

1 趣旨

住民が自由に参加し、温かい触れ合いの中で自らの手で住みよい地域をつくって行くためのコミュニティづくりを推進するため、倉敷市コミュニティづくり推進事業補助金交付要綱（平成2年倉敷市告示137号。以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付するが、その交付に関する基準について定めるものとする。

2 補助の対象

- (1) おおむね小学校区を単位にコミュニティ活動及びコミュニティ意識の高揚を目的として組織された住民自治組織(以下「コミュニティ協議会」という。)
- (2) コミュニティ協議会を単位として組織された地区単位の連合組織(以下「連合組織」という。)
- (3) 連合組織を単位として組織された倉敷市連合コミュニティ協議会

3 補助金交付事業

- (1) コミュニティ協議会活動補助
地域のふれあいや交流のための行事やイベント、地域の課題解決に向けた活動や取り組みなどであり、別表（コミュニティ活動例）に例示する。
- (2) 市内コミュニティ間交流事業補助及び県内又は県外のコミュニティ間交流事業補助
市内コミュニティ間（本庁又は支所の管轄を越えるコミュニティ協議会間）及び県内又は県外のコミュニティ間（県内（市内を除く。）又は県外のコミュニティ協議会と市内のコミュニティ協議会間）での交流事業
- (3) 地区コミュニティ協議会連合会運営補助及び倉敷市連合コミュニティ協議会運営補助
 - ア 地区内もしくは市内のコミュニティ協議会の未組織学区への設立促進、組織の充実強化、コミュニティ協議会間の連絡及び情報共有
 - イ 地区内もしくは市内のコミュニティ協議会の活動に対する指導及び協力、資質向上のための研修活動

4 対象とならない活動

- (1) 事業（活動）の目的が、娯楽・遊興等と認められるもの

- (2) 事業（活動）の目的が、特定の範囲・住民に限定されるもの
- (3) 政治的なものや、選挙等に関するもの
- (4) 特定の宗派・宗教に関するもの
- (5) 集会所施設や、公園の修繕、維持管理
- (6) 物品の購入のみであるもの（会の運営に関するものを除く）

5 補助金の額

※以下、金額は全て税込み。

区分	補助額	備考
コミュニケーション協議会活動補助	<p>世帯割区分と課題解決区分の補助額を合算した額 (世帯割区分)</p> <p>世帯割は、年間活動対象経費の 50 パーセント以下の額(1,000 円 (※) 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、次の区分に応じて定められたそれぞれの額を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1,000 世帯以下の場合 10 万円 (2) 1,000 世帯を超え 1,500 世帯以下の場合 15 万円 (3) 1,500 世帯を超え 2,000 世帯以下の場合 20 万円 (4) 2,000 世帯を超え 2,500 世帯以下の場合 25 万円 (5) 2,500 世帯を超え 3,000 世帯以下の場合 30 万円 (6) 3,000 世帯を超え 3,500 世帯以下の場合 35 万円 (7) 3,500 世帯を超え 4,000 世帯以下の場合 40 万円 (8) 4,000 世帯を超え 4,500 世帯以下の場合 45 万円 (9) 4,500 世帯を超え 5,000 世帯以下の場合 50 万円 (10) 5,000 世帯を超え 5,500 世帯以下の場合 55 万円 (11) 5,500 世帯を超え 6,000 世帯以下の場合 60 万円 (12) 6,000 世帯を超える場合 65 万円 <p>(課題解決区分)</p> <p>地域の課題解決に係る年間活動対象経費の 50 パーセント以下の額 (1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、60 万円を限度とする。</p>	同一事業に対して 地方公共 団体から 補助を受 ける場合 は、その額 を差し引 くことが できる。

6 補助対象となる経費（「7 補助の対象とならない経費」に記載したものを除く。）

(1) 謝金

- ア 団体の資質向上を目的とした事業に直接従事する、コミュニティ協議会の活動対象地域（以下「活動対象地域」という。）以外の者に対する謝金、及び専門的な知識やスキルを有する活動対象地域内の住民が従事する活動に対する謝金
- イ 補助対象事業に必要となる土地、建物の使用を許可した活動対象地域内の住民への謝金
- ウ 補助対象事業に必要となる特殊車両や積載量 4 トン以上の車両を提供した活動対象地域内の住民への謝金

(2) 旅費

- ア コミュニティ協議会が実施する活動対象区域以外への視察、研修事業における旅費
- イ 活動対象区域以外での研修事業に、最低限必要な移動に対して構成員が負担した旅費の内、コミュニティ協議会の規約等に負担することが定められた旅費
- ウ コミュニティ協議会が実施する研修事業に従事する、構成員以外の者に対する費用弁償

(3) 消耗品費

- ア 団体の運営と補助対象事業で必要となる用紙代、インク代等の事務費
- イ その他、補助対象事業に必要な物品費
- ウ 行事の参加賞として配布する一人当たり 500 円以下の物品費

(4) 燃料費

- ア 補助対象事業で使用する燃料代（明確に判断できるものに限る）

(5) 食糧費

- ア 団体の会議等に供するお茶など単価 200 円以下の飲料費
- イ 清掃活動やイベントの会場設営、運営、片付け等の活動参加者に支給する単価 200 円以下の飲料費
- ウ 熱中症対策のため必要と認められる単価 200 円以下の飲料費
- エ 準備や片付け等を含めて 4 時間以上を要する一連のイベント等行事に従事する運営スタッフ等に供される 1 食の単価 800 円以下の弁当代
- オ 行事の参加賞として配布する一人当たり 500 円以下の食料費
- カ 講師へ提供する食料費
- キ 配布が事業の趣旨と合致する 1 食の単価 800 円以下の弁当、単価 200 円以下の飲料費
- ク 購入費用が 10 万円以下の防災用備蓄食料費及び飲料費
- ケ 上記アからキの経費の合計は、補助対象経費の 3 割以下が対象

(6) 印刷製本費

ア 補助対象事業で必要となる案内チラシや資料等の印刷代

(7) 通信運搬費

ア 切手、ハガキ、送料等、補助対象事業で必要となる運搬費

イ 団体の専用回線の使用で必要となる通信費

(8) 手数料

ア 補助対象事業で必要となる、特定の個人等から受けるサービス料

(9) 保険料

ア 補助対象事業で必要となる、イベント保険、ボランティア保険、補助対象事業で使用するための車両等の損害賠償保険料

(10) 委託料

ア 補助対象事業で必要とする特殊技能等を、業務として他者に委託した時の経費

(11) 使用料及び賃借料

ア (事業実施に必要な) 会場使用料

イ 団体のホームページ作成、運用に必要なサーバー使用料

ウ 補助対象事業で必要となる、機器借上料

(12) 材料費

ア 補助対象事業で使用するための物品や食事を調理するための材料に要する経費

(13) 負担金

ア 他団体との共催により補助対象事業を実施するために必要となる負担金

イ 補助対象事業を実施するために、他団体が実施する事業への参加に必要となる負担金

ウ 個人の資格取得に資するものを除き、団体の構成員が会を代表して参加する研修等の負担金

(14) その他

ア 市長が特に必要と認める経費

7 補助の対象とならない経費

(1) 飲食費

ア 酒類及びノンアルコールビール等の購入に関する経費（用途を問わない。）

イ 遊興を目的とした会合（新年会、互礼会等）の飲食費

ウ 1食あたりの単価が800円を超える弁当代

エ 単価が 200 円を超える飲料費

オ 行事の参加賞として配布する一人当たり 500 円を超える食料費

カ 購入費用が 10 万円以下の防災用を除く、備蓄用食料及び飲料の購入費

(2) 物品の購入

ア 単価 30,000 円以上の物品の購入費（パソコンを除く。）

イ 物置、倉庫等の購入費

ウ 金券の購入費

エ 備蓄用消耗品等の購入費

オ 行事の参加賞として配布する一人当たり 500 円を超える消耗品の購入費

カ 単価 10,000 円以上の賞品、景品、記念品等購入費

(3) 備品等の修理・修繕に関する経費

(4) 研修、交流を目的としない旅費

(5) 支出の事実が領収書等により確認できない経費

(6) 慶弔費

(7) 寄付金、協賛金等

(8) 人件費、賃金等

(9) 構成員に対する報酬、専門的な知識やスキルを有しない活動、市から委嘱を受けた委員に対する謝礼等

(10) 構成団体等への補助金、負担金等

(11) 補助対象事業における販売品に係る仕入れ原価

(12) 補助対象事業における販売行為を目的とした委託費

(13) コミュニティ活動を推進する事業と認められない事業に係る経費

(14) その他、市長が社会通念上適切でないと認めた経費

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日以降の補助金申請について適用する。

この基準は、令和元年 10 月 16 日以降の補助金申請について適用する。

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日以降の補助金申請について適用する。